

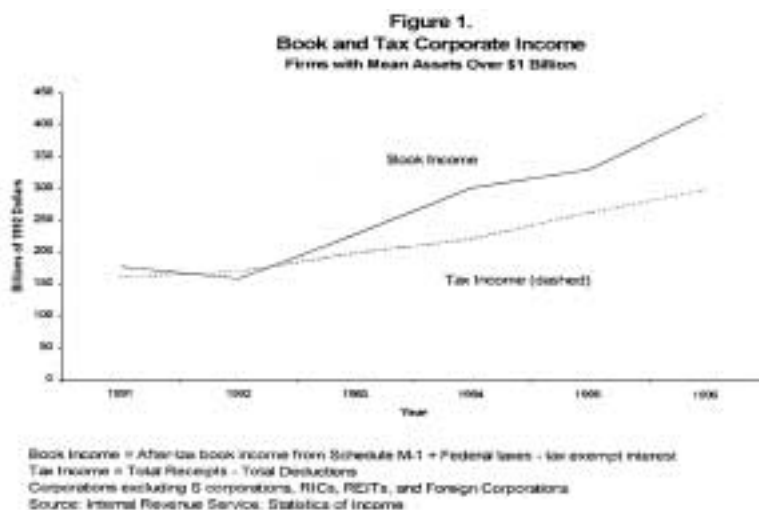
アメリカ法人税制におけるミニマム・タックスの政策意図と現実

関 口 智

1. はじめに

周知のように90年代のアメリカ経済は未曾有の好景気に沸いた。その要因について、ある研究者は80年代からの共和党政権期の改革に源流を求め、また別の研究者はニューエコノミー論に依拠したりと、現在までに様々なアプローチを試みている。

ところが、わが国におけるアメリカ税制の研究に目を転ずると、90年代を研究対象として深く掘り下げたものは現時点では決して多いとはいえない。概ね90年代初頭の税制改正に経済の改善と好景気が加わり、個人所得税と法人所得税の税収が増加した点を指摘するか、法人所得税の税収が個人所得税の税収に比して変化が緩やかであった点を指摘するに留まっている。確かに、90年代の税制改革は80年代のドラスティックな改革に比べると比較的緩やかなものであり、このことが研究対象としての魅力を欠く一つの原因になっているのかもしれない。しかし、法人税制に着目してみると、ある興味深い現象が浮き彫りとなる。アメリカ財務省が下院議会公聴会で提出した【Figure 1】を見ていただきたい (U.S. House [1999 : 30])。



前頁の図は90年代の法人企業（いわゆるC法人）の課税所得（Tax Income）と会計利益（Book Income）の状況を示したものである。これによると、特に93年以降に課税所得と会計利益の乖離が拡大していることがわかる¹⁾。この事実から指摘できることは、90年代後半の好景気に伴い会計利益を計上している法人が、会計利益に見合った法人所得税を納付していない可能性があることである。この点に関し、既にレーガン政権期の1986年税制改革で「巨額の利益を報告して株主に配当をしているが、政府にほとんど税を納付していない法人は、不公平である²⁾」と指摘され、代替ミニマム・タックス（Alternative Minimum Tax 以下、AMT とする）を導入することで一応の解決を図ろうとしたはずである³⁾。したがって、1990年代の会計利益と課税所得との乖離に直面してみると、1990年代のAMTが当初の目的どおり有効に機能しているか否かを検討することは、86年改革による政策意図との関係からも、90年代の法人税制を検討していく点からも必要不可欠な作業であると考えられる。

本稿の課題は、AMTの実態について、導入時から1990年代を中心に分析することにある。その際、1986年改正とそれ以降の制度改正に関して議会公聴会の審議過程を見ることで、AMTに関する政策形成プロセスの一端を垣間見ることも交えつつ、政策意図と実態との関係を明らかにしたい。

本稿の手順を述べておこう。まず、1986年改正時の政策意図を確認する。次に、その政策意図に照らしてAMTの算定構造を確認する。そして90年代におけるAMTに関する制度改正について議会公聴会での審議を踏まえつつ検討する。さらに、AMTの実態について法人全体、規模別及び主要産業別に適用企業数および租税負担構造を検証し、最後に政策意図と現実との関係について整理をおこなう。

2. AMTの政策意図：1986年税制改正⁴⁾

本節ではAMT導入時の政策意図を明確にしたい。そこでまず1986年税制改革の過程で提出された財務省案、大統領案、成立した1986年法案について金額を比較した【表1】を御覧頂きたい。一見して1986年税制改革が租税優遇措置の廃止による課税ベースの拡大が志向されたことがわかる。ミニマム・タックスに目を移すと、各提案におけるミニマム・タックスの額は、財務案ではゼロ、大統領案では29億ドル、1986年法では222億ドルと最終法案に近づくにつれ

1) その要因としては、ストック・オプション、加速度減価償却、タックス・シェルター、国外源泉所得等の影響が考えられる。ストック・オプションについては拙稿（2005 a）、その他については拙稿（2005 b）及び日本財政学会第62回大会報告要旨参照。

2) U.S. Senate, Committee on Finance [1986]

3) 西野 [1998 : 71-80] 等を参照。

4) 税制を含めたレーガン政権期における政策形成過程については渋谷 [1992] 参照。

表1 各改正案による税収増減比較

(単位：億ドル)

改正項目	財務省案	大統領案	1986年法
法人税率	- 1,726	- 1,563	- 1,167
減価償却制度 (うち加速償却減税取り戻し分)	1,805	825 (565)	77
投資税額控除	1,239	1,397	1,187
会計処理法			
棚卸資産評価	- 267	- 204	- 18
長期生産の経費等の資本化	415	397	418
貸倒引当金控除	55	55	75
賦払担保の取扱	10	7	73
諸エネルギー優遇制度	335	14	- 4
金融機関優遇制度 (うち特別貸倒控除)	548 (79)	238 (51)	198 (50)
配当課税の調整	- 977	- 248	11
キャピタル・ゲイン税	- 15	0	-
利子課税	- 153	-	-
国際取引優遇制度	190	185	93
ミニмум・タックス	-	29	222
ペナルティ	185	0	6
その他	4	52	32
改正による税収増減(5年間*)	1,648	1,184	1,203

*1986年から90年までの5年(1986年法のみ1987年から91年まで)。

(資料) U.S. President (1985), 西野(1997)等により作成

て増加している。これは、各提案における租税優遇措置の整理・廃止の想定の違いが反映しているといえる。つまり、最終案に行くにしたがって租税優遇措置の整理・廃止の想定が緩やかになる一方で、ミニмум・タックスが増額されたのである。

1984年11月に提出された財務省案をみてみよう。この案では5年間の法人税増収額を1,648億ドルと見積もり、ミニмум・タックスの廃止を提案している。当時のミニмум・タックスは租税優遇措置の合計額から法人税額(又は1万ドル)を控除した残額に15%を乗じて算定していたが、財務省は徹底した優遇措置の廃止を意図していたため、このような租税は不要と判断したのである⁵⁾。

しかし、1985年5月の大統領案では財務省案の意図した優遇措置の廃止からやや後退し5年間の法人税増収額は1,184億ドルとし、再び従来のミニмум・タックスを復活させ、29億ドル見積もっている⁶⁾。この大統領案は下院議会に提出されたが、この時点では、下院が会計利益

5) 旧方式 add on minimum tax は1969年に導入された。納税者の正確な経済的利益を把握することができないという批判があった。

6) この点に関し宮島 [1985: 103] は税制の簡素化を犠牲にしてまで税制の公平性および課税の中立

との関係を強調している点に着目すべきであろう。1985年12月の下院歳入委員会報告書では以下のように述べている⁷⁾。

「委員会は租税制度がきわめて危機的状況にあると考えている。……現状の租税規定は、多くの法人が意図の通りに投資と生産が刺激されることもないまま、比較的少ない法人所得税の支払となることを認めている。多くの企業は租税債務をゼロにするように租税規定を利用し、ある場合には相当な会計利益を持つ法人が租税還付を受けている。」

下院では、租税優遇措置のみを合計して算出する従来のミニマム・タックス方式 (Add on 方式) から、新ミニマム・タックス方式 (Alternative 方式：本稿の AMT のこと) への変更案を可決した。通常法人税の課税標準から出発してそれに租税優遇措置を加えることで、適切な経済的利益に課税するという変更であった。さらに税率も20%から25%に引き上げている。なお、税収は249億ドルを見積もった。この金額は従来のミニマム・タックスの継続を提案した大統領案の10倍以上の額であった。

一方、上院の考え方も基本的には下院と同じであったが、重要な追加部分があった。主要な追加点として 調整会計利益が課税所得を超過した額の50%分を AMT 課税所得の算定時に加算する会計利益調整を入れた点、基礎控除額を設けた点、税率を20%に引き下げた点等が指摘できよう⁸⁾。特に注目すべきは、下院の AMT 案に会計利益調整を加えた点である。上院ではエール大学の Graets 教授の提唱した会計利益と課税所得をリンクさせる方法に Packwood 上院議員が同調し、調整会計利益が課税所得を超過した額の50%分 (= 会計利益調整) を AMT の算定構造に加算することを提案した。というのも、Packwood 上院議員は潜在的には経済的利益を有しているにもかかわらず連邦税を納付していない企業が存在することを懸念していたからである。当初 Packwood 案に関心を持った上院議員は多くなかったが、上院議員たちは AMT の強化を望んでいたこと、税収見積額も下院案より140億ドル超過し、思ったより多額であったことから、会計利益調整に対し反対が出なかった⁹⁾。このような、上院における経済的利益に対して課税するという思考は1986年5月の上院財政委員会報告書からも読み取ることができる¹⁰⁾。

「委員会は、巨額の利益を報告して株主に配当をしているが、政府に対しほとんどまったく税を納付していない法人は、不公平であると考えている」

AMT 導入案はその他の税制改革案とともに1986年9月の両院協議会で検討後、若干の修正

性を部分的にでも補完するものであるとの評価をしている。また、渋谷 [1992 : 101] ではレーガン政権の政策体系全体から見れば、税制改革は完全な「包括所得税」を目指すのではなく、部分的にとどまることが運命付けられていたと評価している。

7) U.S. House, Committee on Ways and Means [1985].

8) Lyon, Andrew B [1997 : 39].

9) Duxbury, Peggy and Grafmeyer, Rick [1988 : 196].

10) U.S. Senate, Committee on Finance [1986].

・大統領の署名を経て10月に成立した。

以上のような過程を経て成立した AMT を1986年税制改革の中に位置づけると以下のようなになるであろう。1986年税制改革は限界税率引き下げとともに租税優遇措置の廃止による課税ベースの拡大が志向された。しかし、さまざまな圧力団体が活躍するアメリカ民主主義の政治過程において租税優遇措置が未整理に終わった項目があった。未整理に終わった租税優遇措置への対処は大統領案における従来方式のミニマム・タックス強化にも反映された。それに対して議会が従来方式のミニマム・タックスを廃止して新たな AMT に変更したのは、租税優遇措置の残存に伴う税収減を抑止する（=税収目的）一方で、経済的利益を有する法人に対して適切に課税することを意図したからであった。新たに導入された AMT は、一方で特定の政策目的に基づく優遇措置を残すことを望み、もう一方で適正な経済的利益に基づく課税を意図したアメリカ議会の政治的妥協の産物であったといえよう。

3. AMT の算定構造

本節では、1986年法における AMT の算定構造をもう少し詳細に検討していこう。【図1】の右側を見ていただきたい。指摘しておくべきは、AMT の課税所得算定までは三段階構造で算定され、最終的な税額算定までにあと三段階追加され、合計6段階構造となっていることである。AMT の算定構造であらかじめ留意すべき点を指摘しておく、特に重要なのは第一段階と第二段階と第六段階ということである。

(1) 暫定ミニマム税額 (TMT) 算定まで

第一段階は、通常法人税の課税所得（繰越欠損金控除前）に「調整項目（繰延項目）」と「租税優遇項目（非課税項目）」を加算・減算する。「調整項目（繰延項目）」は通常法人税と AMT との間で収益（益金）・費用（損金）の期間帰属が一時的に異なることから AMT で調整したものである。この期間帰属の不一致は将来にわたって解消されるため、繰延項目とも言われる。一方、「租税優遇項目（非課税項目）」とは通常法人税の計算で常に非課税としている項目で、AMT の計算では加算する項目である。このような AMT の算定構造から指摘できることは、「調整項目（繰延項目）」から算定される AMT は通常法人税の前払的性格を有しているが、「租税優遇項目（非課税項目）」から算定される AMT は実質増税になっているということである¹¹⁾。

第二段階は、第一段階による課税ベースの拡大では不十分な部分を再度捕捉するために設けられたもので、86年～89年までは会計利益調整による加算、90年以降は Adjusted Current Earning 調整（以後 ACE 調整とする）による加算・減算をおこなう構造となっている。つま

11) この点は、後にみるミニマム税額控除の考え方にもつながる。

図1 法人税の算定プロセス～通常法人税と法人 AMT の関係



- (1) 1989年まで会計利益調整: {調整会計利益 - AMT 課税所得 (調整会計利益調整前)} × 50%
- (2) 1990年より ACE 調整: {ACE - AMT 課税所得 (ACE 調整前)} × 75% 表4参照

り、会計利益調整や ACE 調整は、「調整項目」と「租税優遇項目」で捕らえきれなかった項目を再度捕捉する効果を期待している¹²⁾。

第一段階と第二段階については、前節に見た下院案と上院案を算定構造の視点から意識する必要がある。下院案では第一段階のみによる優遇措置の捕捉を想定していたことになる。つまり、従来のミニマム・タックス方式 (Add on 方式) では経済的利益に課税することが不十分と考えたためにそれを廃止し、通常の課税標準を出発点にする AMT を主張した。一方、上院では下院案に第二段階を追加したことになる。ただし成立した86年法案では86年～89年までは上院案の会計利益調整が採用されているが、90年以降は ACE 調整による加算・減算をおこなうことになっている。

この点について背景を確認しておこう。先に見たように、AMT の算定方式はそもそも下院と上院とで異なるものとなっていた。そのため、下院・上院の代表者により構成された両院協議会が開催され、そこで上院の会計利益調整の追加に下院代表者が反対した。その反対の多く

12) この調整は S 法人には適用されない。ACE 調整については第4節 (2) の [表4] 参照。

は、租税法の規定に定めようとしていた会計利益調整が、財務会計基準の独立性を侵食するという懸念から生じたものであった。とはいえ、反対した下院代表者も AMT を弱体化するような案を望んでいたわけでもなく、経済的利益への課税という世論の圧力も把握していた。そのため、両院協議会において両院の議長は当初の3年間は上院の会計利益調整案を採用し、その後は会計利益調整に匹敵する ACE 調整を採用するという案で妥協的決着を図った。

AMT の算定構造における第二段階の会計利益調整と ACE 調整の背景について少し視点を変えて言えば、以下のように整理できるであろう。アメリカ議会は下院・上院とも法人税制に対する世論の信頼回復の一端を、AMT の算定の理念の基本ラインに取り込んで制度化することが重要であるという点について見解が一致していた。具体的には経済的利益を有する法人が法人税を納付するというものである。したがって、両院で見解の相違がある場合は、その基本ラインを逸脱しない範囲で妥協的に決められた。端的な例が、制度導入から3年間(87~89年)は会計利益調整を行い、1990年からは会計利益調整の概念に近いが、財務会計基準の影響を租税法からできるだけ排除できるような、ACE 調整に変更するという合意であろう。会計利益調整であっても ACE 調整であっても、経済的利益に対し課税するという基本的ラインは変更されていないのである。AMT の算定構造自体も下院・上院での政治過程の影響を受けたことが指摘できよう。

【表2】は第一段階と第二段階の各項目について金額的な割合を示したものである。ここでは、減価償却調整が53%、会計利益調整(ACE 調整)が46.8%と AMT 納税者にとって重要な位置を占めていることを確認しておこう。

表2 法人 AMT における「調整項目」・「租税優遇項目」の主要項目割合(1993年)

租税優遇項目・調整項目		割合 (%)
調整項目	減価償却調整	53.0
	医療保険調整	5.3
	長期請負契約調整	1.1
	鉱山調査及び開発調整	0.3
	商業船舶調整	0.1
	帳簿価格調整	- 8.8
租税優遇項目	減耗償却優遇措置	3.1
	非課税債利子優遇措置	0.9
	無形資産採掘費用優遇措置	0.2
	不動産加速度償却優遇措置	0.1
ACE 調整		46.8
その他調整項目・租税優遇項目		- 2.1
合 計		100.0

(資料) Lyon, Andrew B [1997], Cracking the Code: Making sense of the Corporate Alternative Minimum tax. Brookings institution press. p28, table 3

第三段階は繰越欠損金と基礎控除であり、ここで課税所得の算定が完結する。この段階では、基礎控除を設けたことで AMT が小規模企業の対象となるのを防止した点、AMT 繰越欠損金控除はその全額が控除できるわけではなく AMT 課税所得 (ACE 調整後) の90%までしか控除できない点¹³⁾を指摘しておこう。

第四段階は、算定された AMT 課税所得に税率を乗じる段階、第五段階は外国税額控除を行い暫定ミニマム税額の算定する段階であり、第六段階ではじめて暫定ミニマム税額 (TMT) と通常法人税とを比較し、AMT の有無を決定する。

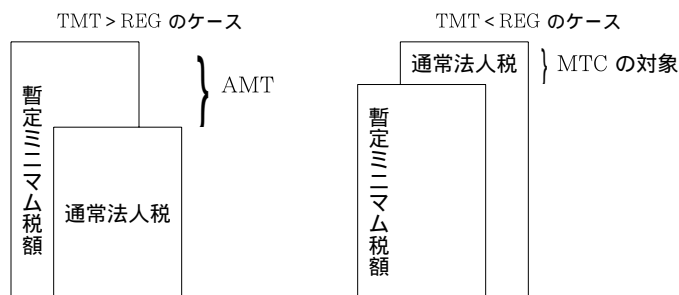
(2) 通常法人税と AMT, ミニマム税額控除 (MTC) との関連

第六段階での AMT の有無の決定により、AMT が生じる場合には通常法人税に加算される。一方、AMT が生じない場合には通常法人税への加算はなされない。

ここでは、【図2】を用いて通常法人税と AMT, ミニマム税額控除 (MTC) について租税負担という観点から見てみよう。留意すべきは、暫定ミニマム税額 (TMT) が生じた場合には、最低でもこの金額までは法人に納税義務が生じるという点である。

まず、通常法人税が暫定ミニマム税額 (TMT) の金額より小さい場合、通常法人税を超過した額が AMT となる。この場合の納付額は通常法人税と AMT の合計であるから 結果的に暫定ミニマム税額に一致している。反対に、通常法人税が暫定ミニマム税額 (TMT) の金額より大きい場合、AMT は発生せず通常法人税のみの納付となる。この場合の通常法人税は結果として暫定ミニマム税額 (TMT) の金額以上で納付されるのである。特に、制度は後者の場合、つまり通常法人税が暫定ミニマム税額以上である場合、その超過額部分に対しミニマム税額控除 (MTC) を認めている。ここでは、ミニマム控除税額が存在していても、それに制限が設けられているため、最低でも暫定ミニマム税額の納付義務が法人に生じるという点は、保持されていることを

図2 通常法人税と代替ミニマム税 (AMT), ミニマム税額控除 (MTC) の関係



(用語) REG : 通常法人税 (AMT 控除前)
 TMT : 暫定ミニマム税額
 AMT : 代替ミニマム税
 MTC : ミニマム税額控除

13) つまり AMT 課税所得 (ACE 調整後) の10%は必ず課税所得になるということである。

指摘しておきたい。では、ミニマム税額控除とは何か。これについて内容を確認しておく必要がある。

ミニマム税額控除は理論的には過年度に納付した AMT のうち、通常法人税との期間帰属の相違により生じた「調整項目（繰延項目）」から生じた金額となる¹⁴⁾。というのも AMT の「調整項目」は通常法人税の算定過程で将来に向かって解消されるものだからである（一時差異）。例えば、通常法人税の計算で優遇措置とされる減価償却費は、AMT の計算で「調整項目」として AMT 課税所得に加えられる。これは、優遇措置により一時的に軽減された通常法人税を AMT で前払いしていることになる。一時的に早期償却により優遇された通常法人税の額は、減価償却終了時には通常の償却による額と同じになる。どのような償却方法であっても最終的な減価償却費の総額に変化がないからである。にもかかわらず、通常法人税を前払いした AMT を減価償却終了時になってもそのままにしておくことは、通常法人税に対し二重課税を行っていることになる。そこで、前払いした AMT を通常法人税から控除する必要がある。それがミニマム税額控除（MTC）である。

このミニマム税額控除に対し、制度上は3つの主要な制約を設けている。第一に、控除額可能額を制限している。具体的には、控除できる場合を通常法人税の課税所得が AMT 課税所得よりも大きい場合に制限し、さらに控除額を通常法人税が暫定ミニマム税額を超過した額に制限している。第二に、繰戻しを禁止している。つまり、無制限に将来にわたって繰り越すことはできるが過去に繰り戻すことはできない。第三に、控除対象を制限している。ここでは、将来の通常法人税の減額には利用できるが、将来の AMT の減額には利用できないこと、一つの企業で AMT とミニマム税額控除が同時に生じることがないということを指摘しておこう。

4. 86年以降の AMT 制度の変遷

次に、86年導入以後の AMT 改正を議会公聴会の審議過程とともに見ていこう。〔表3〕は導入後の AMT に関する主要な制度改正を一覧にしている。ここでの目的は、AMT 改正とそれにかかわる議会公聴会の審議過程を見ることで、AMT に関する政策形成プロセスの一端を垣間見ることである。

(1) 1989年6月8日の下院歳入委員会公聴会

1986年改革時に決定された会計利益調整から ACE 調整への変更が来年に迫っている公聴会では、AMT 算定の簡素化の観点から、会計利益調整も ACE 調整も行わない方法が提案（HR

14) 現行制度では過年度に支払った AMT の合計額になっている。89年改正で「優遇項目（非課税項目）」も MTC の加えた。先に見たように、AMT での「優遇項目」の加算は実質増税を予想していたのであるから、この控除規定は理論的には減税措置である。

表3 AMT に関する制度改正の変遷

税制改正	主たる改正内容
1986	法人 AMT 導入 (会計利益調整による)。
1989	会計利益調整から ACE 調整への変更。 ACE 算定時の ACE 減価償却調整の変更 (会計の減価償却条項削除)。 ミニマム税額控除の対象拡大。
1993	ACE 算定時の ACE 減価償却調整を改正。
1997	調整項目 (減価償却部分) の改正。 小規模法人 (3年総平均収入が750万ドル以下) の適用除外。

1761) されていた。このような状況の下、アメリカ財務省補佐官 Wilkins は下記のように述べている¹⁵⁾。

「会計利益調整は財務報告に有害な影響を与える。財務会計上の利益と租税債務をリンクさせると、AMT 対象企業が会計利益調整の軽減を目的に会計利益を減少させるような会計方針を選択するインセンティブを与えることになる。会計利益調整はある場合に過大納付となる法人に有害である。特に、財務会計原則で通常法人税の原則より早期償却を要求されている場合である。同じことが、財務会計上収益として認識されないが、通常法人税の原則上は収益と認識される場合にも発生する。これらは一般的に財務会計上の保守主義の原則から生じる一時差異と呼ばれる。……そのほかの理由もあるが、われわれは一般的に会計利益調整には反対である。」

財務省の指摘した会計利益調整の欠点は、会計利益に恣意性が介入すること、ある場合には過大納付となる可能性があるというものであった。特に過大納付については、財務会計上の保守主義の原則に従って会計利益調整がマイナスになった場合であっても、AMT 計算上マイナスできないという、会計利益調整の構造上の欠陥も影響するものであった。さらに財務省は導入予定の ACE 調整についても、欠点を有していることを認識していた¹⁶⁾。

「ACE 調整に変更すると3種類の帳簿を作成し、その計算 (たとえば減価償却費) は納税者が資産ごとにしなければならぬ。私は納税者にそのような試練を課す必要がないと思っている。」

財務省は会計利益調整から ACE 調整への変更を考えていたが、一方で AMT 算定方法の簡素化も意識していた。財務省の試算では86年法のとおり ACE 調整に変更すると1990年から1994年までに350億ドルの増収があるが、ACE 調整を廃止する改正案 (HR1761) では280億ドルの歳入ロスが生じるというものであった。したがって、財務省は新たな改正案 (HR1761) に対し、歳入に対する懸念を表明した。要するに、財務省は会計利益調整や税収ロスが生じる

15) U.S. House, Committee on Ways and Means [1989: 19 24]

16) U.S. House, Committee on Ways and Means [1989: 42]

新提案には反対し、ACE 調整の枠内で税収ロスの生じない程度に簡素化しようとしていたといえよう¹⁷⁾。

とはいえ、ACE 調整や減価償却調整については、他の業界からも多くの批判がなされた。アメリカ公認会計士協会の会計士 Karinsky は、「連邦税と州税でしばしば異なる減価償却をしなければならない。E&P のための減価償却もしなければならない。AMT の減価償却も通常の減価償却もしなければならない。多くの減価償却法があり、それが本当に問題である¹⁸⁾。」として、問題点を指摘している。また、全米商工会議所のミニマム・タックス委員会委員長の Mendenhall は「小企業は現行法の取り扱いでほとんど不可能といわれている減価償却の問題を抱えている¹⁹⁾。」として簡素化を要望していた。

この議会公聴会の審議過程における一般的傾向は、おのおの力点は異なるが AMT の算定方法の簡素化を要求するという点では共通していた。財務省の立場からは、財政赤字に際し、歳入中立の修正を望み、とりわけ ACE 調整への変更に際して会計制度への影響を排除してゆこうという姿勢が見て取れるであろう。

(2) 1989年税制改正

公聴会における審議過程を経て成立した AMT の主な改正内容は以下の2つであった。

第一に、会計利益調整から ACE 調整への変更である。これは既に86年法案における両院協議会で決定されていたものであった。法人にとっては AMT の算定の時に ACE を算定することが追加されたことになるため、従来の会計利益調整よりは複雑になる。ACE は一般的に E&P (租税法上の利益剰余金) の概念に近いといわれるが、明確に一致するものではない。【表4】にあるように、ACE 自体は複雑な調整を行いながら、全体としては AMT 課税所得に加速度減価償却等の特定項目を加算して計算される²⁰⁾。そして、算定された ACE は AMT 所得 (ACE 調整前・AMT 繰越欠損金考慮前) と比較され、ACE と AMT 所得の差異の75%を AMT 所得に加算する²¹⁾。会計利益調整から ACE 調整への変更は、租税法の規定に従って算定させることで、会計利益調整で発生するおそれのある恣意性を排除することに力点が置かれたといえよう。

17) Willkins 財務省補佐官は MTC の対象を「租税優遇項目 (非課税項目)」の部分にも拡大するという下院議員 Andrews (テキサス州選出) の主張に対して「今回の私の証言の範囲ではないが、トップの見解としてではなく、あくまでも私の見解を述べれば、あなたの提案を実施することは政策上意味があると思う。」と回答している (U.S. House, Committee on Ways and Means [1989 : 45])。

18) U.S. House, Committee on Ways and Means [1989 : 79]。

19) U.S. House, Committee on Ways and Means [1989 : 71]。

20) 財務省は1990年に ACE の内容について列挙した。これについては Karinsky, Stewart [1991 : 349 352] 参照。

21) マイナスの場合、過年度の ACE 調整で加算した範囲内で加算できる。なお、掛け率75%の背景については U.S. House, Committee on Ways and Means [1989 : 38 39] 参照。

表4 ACEの算定構造

ACE (調整当期利益) の算定	コメント
AMT 課税所得 (ACE 調整前 : PAMTI)	定額法。1994年以降に使用開始した動産は廃止。 地方債の非課税利息, 生命保険の非課税死亡給付金・配当金 受取配当, 支払配当, その他
± ACE 減価償却調整	
+ PAMTI では除外, E&P では取込まれる項目	資産計上して60ヶ月償却 (PAMTI では120ヶ月償却) 資産計上
+ PAMTI では控除認容, E&P では控除否認される項目	
± その他 E&P 調整項目	
(±) 無形資産の資源採掘費用を資産計上	
(+) 配送網確立費用を資産計上	
(+) 創業費の資産計上	
(±) 後入先出法を先入先出法に調整	
(+) 割賦基準を出荷基準に修正	
(±) その他	
± その他	
債務プールの交換損失否認	物価上昇時は加算, 物価下落時は減算 投資用資産 (棚卸資産以外) の資産売却
取得費用	
減耗償却費	
簿価修正	
(±) その他	
調整当期利益 (Adjusted current earnings : ACE)	資産売却・交換時のキャピタルゲイン (ロス) の調整

ACE 調整 : {ACE - AMT 課税所得 (ACE 調整前)} × 75% として算出

E&P (Earnings and Profits) : 租税法上の利益剰余金

(資料) U.S. General Accounting Office [1995], Tax policy Experience with the corporate Alternative Minimum Tax. p28, Table 5 等に基づいて作成

89年改正では ACE 調整に変更するものの、86年法案よりも簡素化が図られた部分がある。それが ACE 算定時における減価償却調整 (ACE 減価償却調整) である。当初の86年法案では、会計上の減価償却費も考慮していた²²⁾。したがって、86年法案に従った場合、会計上の減価償却、減価償却調整のための AMT の減価償却、ACE 調整のための減価償却、通常法人税の減価償却で取り扱いが異なることになってしまう。そこで、89年改正では会計上の減価償却の考慮部分が削除された。簡素化の推進とともに、課税原則に基づかせることで財務会計原則での恣意性排除が強化されていった過程とも評価できよう。

第二に、ミニマム税額控除 (MTC) の対象を拡大した。従来、ミニマム税額控除 (MTC) の対象は、「調整項目 (繰延項目)」に関連する部分のみであったが、これが「租税優遇項目 (非課税項目)」の部分にも対象が拡大した。つまり、1987年1月1日以降開始事業年度に発生した AMT 税額全体が税額控除の対象となったのである。

22) 86年法案時点での ACE 減価償却については Craig [1989 : 369-376] 及び、浦野 [1989 : 20-22] 参照。

先に指摘したように、理論的にはミニマム税額控除の対象は「調整項目（繰延項目）」に関連する部分のみである。しかし、これを実質的増税となる「租税優遇項目（非課税項目）」について制度上認めたことは、当初設定されていた実質的増税部分を減少させる改正であった点を指摘しておこう。

(3) 1992年2月19日の上院財政委員会公聴会

1993年予算教書（1992年1月29日）でブッシュ大統領は ACE 調整を廃止し、一時的に15%の投資税額優遇措置（Investment Tax Allowance : ITA）を提案していた。この公聴会での検討課題は、当時の経済不況で投資を如何に拡大させるか、貯蓄を如何に促進するか、国際企業間の競争力を如何に確保するか、雇用を如何に確保するかであった。委員会議長である上院議員 Boren は公聴会での検討課題を整理して以下のように述べている²³⁾。

「われわれは、ACE 調整での減価償却費の要素を変更するか、投資税額優遇措置（ITA）を採用するか、法人税率を変更するか、AMT 債務から税額控除するか、投資税額控除（ITC）にするか等、さらなる効率性を目指すという困難な選択に直面している。」

産業界の代表的見解として、製紙会社 Champion International 社長 Heist の発言を見てみよう²⁴⁾。

「AMT は多くのアメリカ産業を競争上不利な位置におく。AMT によって最も影響を受ける産業は基礎的製造業だが、この産業は全世界的な競争の維持と環境的要請を満たすために継続的・大規模な資本的投資を行う必要がある。……(中略)……。AMT はわれわれが投資をしたときには実効税率を増加させることで製造業にペナルティーを与え、さらに悪いことに収益が減少したときにはいつでも実効税率を増加させる。……(中略)……。AMT の負の影響はとりわけ不況期に出てくるが、この業界は現在、二年間もの不況の真っ只中である。……(中略)……。われわれは政府の努力を評価する一方で、議会が AMT の減価償却制度のよりいっそうの改革を行うことを要望する。大統領が提案したような新規投資に対する ACE 調整の廃止は、結局のところ AMT 納税者の利益となる。」

審議過程で各産業は基本的に AMT の導入によって、国際的に見ても法人の設備投資が阻害されていること、産業別に見ても影響のばらつきがあることを主張し、加速度償却と ACE 調整の改正を訴えている²⁵⁾。公聴会全体を通じて、1986年に AMT が導入された当時の意図についての反対はほとんどない。当面の問題は、当時の経済事情を反映して、いかにして景気を回復させるか、投資を回復させるか、雇用を回復させるかであった。そのため、AMT の減価

23) U.S. Senate, Committee on Finance [1992 : 28].

24) U.S. Senate, Committee on Finance [1992 : 33 36].

25) アメリカン航空副会長の Durham は「AMT 制度は航空産業の加速度減価償却から生じる経済的利益を全て否定し、投資と雇用のインセンティブを阻害している」と述べている (U.S. Senate, Committee on Finance [1995 : 29])。また、メリーランド大学 Lyon 助教授は「1986年に制定された AMT が租税制度上の公平性と効率性を増大させか否かは疑わしい。これらの目的は AMT ではなく、通常法人税の制度を変更することで達成できるものと信じる」と発言している (U.S. Senate, Committee on Finance [1995 : 12])。

償却費調整による投資の阻害がクローズアップされた。

(4) 1993年税制改正

AMT に関する議論の一般的な傾向は1993年1月にクリントン大統領が政権についた後も継続していた。1993年8月に可決された OBRA93でも AMT に関する改正が行われた。その内容は、1994年以降の投資について、ACE 算定時の加速度償却の調整 (ACE 減価償却調整) を廃止するというものである。AMT の算定構造に当てはめると、ACE 調整項目の改正である。

加速度償却の調整は1993年以前まで ACE 調整の主要要素であった。しかし、議会公聴会でも確認できるように、AMT の簡素化と減価償却の影響を受けやすい資本集約産業の投資促進という2つの観点から、両者に影響のある減価償却費の調整が焦点になった。つまり、投資促進と簡素化が重視された結果、投資阻害と複雑化の要因であった減価償却費部分が改正されたのである。この改正により ACE 調整が減少し、AMT 税収が減収となる。このことを AMT の課税目的に照らして考えると、課税目的の一つである税収減の抑止に反する改正であったことがわかるであろう。一方、もう一つの課税目的である経済的利益への課税という点から考えても、規範的と思われた経済的利益の概念もまた、制度改正の中で揺れ動くものであることを示しているといえよう。

(5) 1995年5月3日の上院財政委員会公聴会

クリントン民主党政権が最初に迎えた1994年11月8日の中間選挙では、40年ぶりに連邦議会の上院・下院の両方で共和党が多数派になり、民主党は大敗した。ここでみる1995年は政治的には中間選挙後に迎えた最初の年である。共和党が多数を占めることになった下院では、AMT を全廃する案 (H. R. 1215) が可決され、上院に送られてきた。この法案について上院財政委員会で財務省補佐官 Samuels は以下のように述べている²⁶⁾。

「この法案 (引用者: ATM 全廃法案のこと) が制定されたら、2005年に納税しているはずの約76,000法人が納税を逃れるであろう。.....納税法人の総資産の18%である約2.7兆ドルの法人が何らかの租税を回避できてしまう。下院を通過した法案では2.7兆ドルの法人資産から生じる利益に課税しないことになる。.....結論からすれば、政府としては AMT の純税収 (引用者: AMT MTC のこと) が減少しても、AMT の重要性は減少しないと信じている。政府は AMT の目的を弱体化させるような提案には反対であるが、AMT の範囲内か他の追加的歳入のどちらかによる歳入中立を基礎に、議会が AMT の簡素化を実施しようとする試みには賛成である。」

財務省は下院案の AMT 全廃案に反対していた。その論理はAMT の当初目的に反するのみならず、財政赤字が解消しない時期に結果として法人税の減税になってしまうというものであった。審議過程ではこれまでに改正にもかかわらず、依然として AMT の複雑性について批判が出ていた。その批判の中には89年改正で会計利益調整から変更になった ACE 調整のほう

26) U.S. Senate, Committee on Finance [1995: 2 12].

がむしろ複雑であるというものもあった。この見解に対し、財務省は以下のような見解を持っていた。

「我々が見直しをしてきたのは、AMT はより簡素化し複雑さを取り除く必要があると考えたためである。OBRA93では ACE 減価償却調整を取り除いた。これは法人の重要な投資について、認識されている不公平さを軽減する第一歩だと思っている。会計利益調整に後戻りするという考え方については、以下のように考えている。会計利益調整は規則により株主に会計利益を報告する公開企業のみ容易に適用できる。したがって、会計利益の決定には疑問がある。」

このような会計利益調整や ACE 調整に関して、公聴会に出席したノースウェスタン大学助教授の Plesko 教授は AMT の課税目的と関連させながら以下のように述べている²⁷⁾。

「財務会計上は利益を計上しているが、租税をほとんどまったく納付していない法人を減少させるという狭い目的の範囲では、AMT は即効性がある。……もう一つの目的、例えば公平性などは評価しにくい。課税所得と会計利益の相違に対し過剰なまでに注意が払われているように思える。財務会計原則と分離した会計に基づく租税制度を考えれば、二つの所得の尺度に一定の相違があることは認める必要があるであろう。しかし、公平さの概念は租税制度において重要な部分であり、即座に拒絶することはできない。結果として、その他の問題に比して、会計利益調整と ACE 調整は AMT の公平さの位置づけのなかでより重要になる。」

この発言の後、財政赤字が続く状況を勘案しながら、歳入中立を前提にした AMT の改正手法を 3 点指摘している。第一に、通常法人税と AMT との 2 つの租税制度間で AMT の課税ベースとならない項目を明確化することであった。この点は、ACE の概念が当初明確ではなく、徐々に明確化されてきたことに起因している。この時点であっても依然として ACE の概念が不明確な部分もあったのである。第二に、ミニマム税額控除 (MTC) が自由に使用できるようにすることであった。この点は、不況により通常法人税が暫定ミニマム税額 (TMT) を越える割合が少ないため、MTC が通常法人税から控除できずに累積しつつある状況に起因している。発生する AMT 債務から控除することも認めるべきであるという見解である。第三に小規模法人の負担を軽減するため、AMT の課税最低限を引き上げることであった。これは小規模企業の納税負担が大きいのという主張に配慮したものである。

最後に、産業界の代表的見解を見てみよう²⁸⁾。全米製造者協会 (NAM) の Usher は、下院に承認された AMT 全廃案に全面的に賛成している。しかし、仮に完全な廃止ができなかった場合のために、最低限二つの改正を求めた。第一に、AMT の減価償却費の方法を通常法人税に一致させることである。第二に、累積してきたミニマム税額控除やその他の企業税額控除を AMT 債務と相殺できるように求めている。これらの改正による貿易収支改善効果、雇用改善効果にまで言及し、「NAM は AMT の投資に対する阻害要因をなくすか、少なくとも意

27) U.S. Senate, Committee on Finance [1995 : 14 17]

28) U.S. Senate, Committee on Finance [1995 : 17 19].

味ある AMT の法案成立を望む。そうすれば、経済成長の刺激の手助けになり、アメリカ人に質の高い雇用を維持・提供できるであろう。」として改正の必要性を強調した。

議会公聴会の審議過程では、AMT の改正が共通課題となっていたものの、主として2つの立場からの対立が鮮明となってきた。投資を促進して景気回復を推進するために AMT を弱体化させようとする立場と、縮小傾向にあるが依然として継続する財政赤字を勘案しつつ AMT の課税目的を保持して改正してゆこうという立場である。ここでは、景気回復の兆しが見られる中で、投資促進による AMT の形骸化案に対する対抗軸として、当初目的の経済的利益への課税という理念が再び浮かび上がってきた点を指摘しておこう²⁹⁾。

(6) 1997年税制改正

AMT に関する議論の一般的な傾向は、1997年1月に第二期クリントン政権がスタートした後も継続していた。1997年の税制改正では AMT に関して主に2つの改正が行われた。

第一に、「調整項目」における減価償却調整の改正である。具体的には1999年1月1日以降に使用を開始した有形動産 (Tangible personal property) について、AMT の減価償却と通常法人税の減価償却 (MACRS) の償却期間を統一した。依然として残った相違点は固定資産 (設備) で、AMT 償却では150%定率法 (定額法による償却率の1.5倍の償却率)、MACRS 償却では200%定率法 (定額法による償却率の2倍の償却率) である。また、多くの建物では AMT 減価償却と MACRS 減価償却の差異がなくなった。この改正により、減価償却調整の金額的規模は劇的に減少することになった³⁰⁾。

第二が、平均総収入 (3年) が750万ドル以下の小法人を AMT の適用対象から除外したことである。米商工会議所の見解等に代表されるように、これまで見てきた議会公聴会でもたびたび取上げられていた小規模法人の負担軽減が、97年改正で初めて認められたことになる。

1997年の税制改正は90年代に盛んに議論されていた論点で残った部分が解消されてゆく過程であった。AMT の主要項目である減価償却費の調整の金額がさらに減少することを考えれば、この改正も AMT の当初の目的から乖離してゆく過程の一つであったとも評価できるであろう。

5. AMT 導入後の実態

本節では、導入から1990年代の AMT の実態について、法人部門全体、法人規模別、主要

29) 中間選挙で上院・下院とも共和党多数という状況のため、大統領と議会はしばしば対立していた。

1995年の財政均衡法では、1995年以降に投資された資産の減価償却の調整を廃止する内容が盛り込まれていた。この法案は下院と上院を通過したが、クリントン大統領は拒否権を行使して葬り去った (Lyon, Andrew B [1997: 152])。

30) Department of the Treasury [2000: 18 20]

表5 AMT 適用法人と AMT 納税額

	納税法人 (千社)		/	法人税納税額 (10億ドル)			/	/
	AMT 適用法人	全法人		AMT 適用法人		全法人		
				うち AMT				
1987	17.4	2,486	0.7%	5.8	2.2	87.0	6.7%	2.5%
1988	25.2	2,291	1.1	6.3	3.4	95.9	6.6	3.5
1989	25.2	2,291	1.1	7.9	3.5	96.1	8.2	3.6
1990	32.5	2,167	1.5	20.7	8.1	96.4	21.5	8.4
1991	30.5	2,033	1.5	13.0	5.3	92.6	14.0	5.7
1992	28.0	2,154	1.3	12.5	4.9	101.5	12.3	4.8
1993	29.3	2,093	1.4	10.2	4.9	119.9	8.5	4.1
1994	29.5	2,269	1.3	8.2	4.5	135.5	6.1	3.3
1995	25.8	2,345	1.1	8.1	4.3	156.3	5.2	2.8
1996	27.7	2,308	1.2	6.8	3.8	170.6	4.0	2.2
1997	25.0	2,273	1.1	7.2	3.9	184.1	3.9	2.1
1998	18.4	2,300	0.8	6.0	3.3	181.5	3.3	1.8

納税法人数の全法人は逆算して算出。

(資料) Carlson, Curitis P [2001], Who pays the corporate alternative minimum tax ?
Results from pannel data for 1987 1998. p351, Table 3 を加工

産業別に検討してみたい。

(1) 法人部門での AMT 適用数と AMT 納税額

まず、導入後の AMT の実施状況について【表5】により概観しておこう。AMT を納税している法人数は約17,400社から32,500社の範囲であり、法人全体に占める割合 (/) は概ね 1% から1.5% で推移している。1998年に前年の約25,000社から約18,400社へと6,600社減少しているが、これは97年税制改正での小規模法人の適用除外規定が設けられたことに起因している。

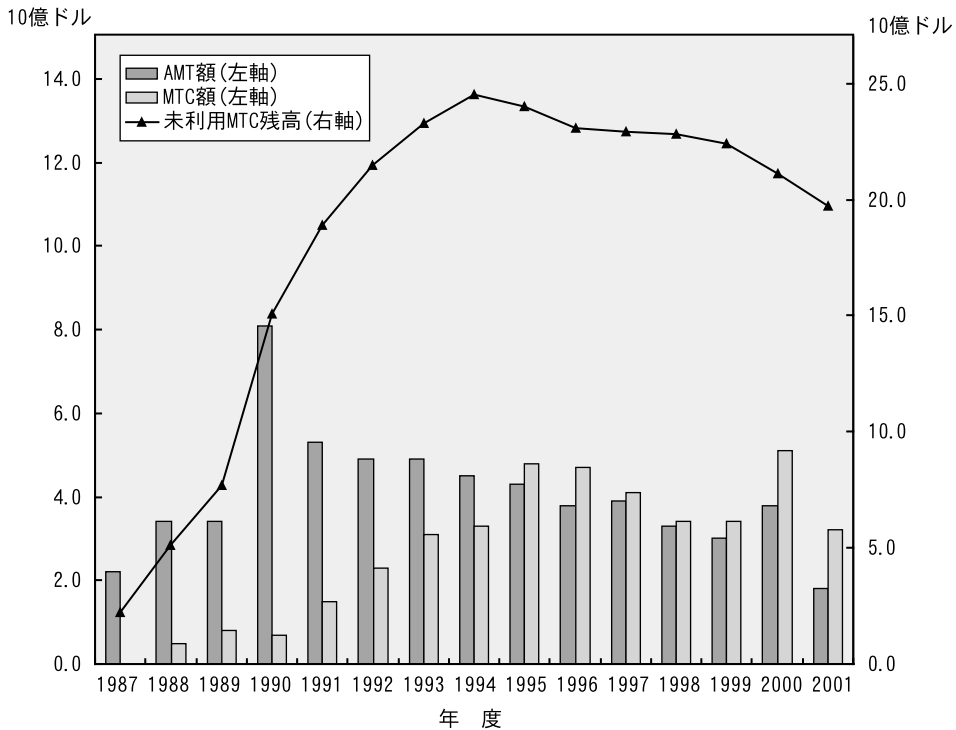
また、AMT 納付額は22億ドルから81億ドルの範囲である。法人税全体に占める AMT 納付額 (/) は、導入当初は2.5%であったが、1990年には8.4%にまで上昇し、90年代後半に向かって減少傾向が見られる。しかし、AMT を納税していなくとも、納税者は AMT 納付の有無を判定する必要があることから、その納税コストは無視できないであろう。GAO (1995) の報告によれば1992年時点の AMT 適用法人は約28,000社あるが、AMT 申告書提出法人は AMT 納税企業の約14倍の400,000社にもなるからである³¹⁾。

(2) AMT 適用法人全体の AMT 納税額と MTC 額の推移

次に1987年から2001年までの AMT の納付額、ミニマム税額控除 (MTC) の利用額等を示した【図3】を見てみよう。ここでは当期 AMT と当期 MTC を並べてあるため、その差額の金額が AMT 制度による純税収を示している。導入から1993年までの AMT 制度による純

31) U.S. General Accounting Office [1995 : 7]

図3 AMT 額, ミニマム税額控除 (MTC) 額, 未利用 MTC 残高の推移



(資料) U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. 各年度より作成

税収は年間平均34億ドルであり、この金額は1987年以前に導入されていた追加型ミニマム・タックスの約3倍の金額となっている。AMT 純税収を時系列で見ると1990年の74億ドルを頂点に1995年以降はATMよりMTCが大きくなりATM純税収がマイナスとなっている。つまり、AMT制度が法人税収の増加に寄与する度合いは1990年以降低下し、1995年以降はむしろ法人税収の減少に寄与する度合いが強まっていたのである。

この状況について、AMTとMTCそれぞれに分けて考えてみよう。まず、AMTについては、導入以降増加し1990年に81億ドルの頂点を迎え、1991年から1993年までは約50億ドル前後と安定し、1994年以降1999年までに30億ドルまで減少している。1990年に頂点を迎えた要因の一部は、不況による通常法人税 (AMT考慮前) の減少にあると考えられるが、先に見た1989年改正による会計利益調整からACE調整への変更が1990年になって施行されたことの影響が大きい。また、1994年以降の減少は、1993年改正においてACE調整の算定時に加速度償却の調整を廃止したことによる影響と、景気回復が次第に鮮明になり、通常法人税 (AMT考慮前) が増加したことの影響を受けている。なお、1997年改正で小規模企業が除外されたが、後に見るように、AMTの租税負担は資産規模の大きい企業に集中しているため、金額的影響は大き

くない。

次に MTC をみよう。先に見たように、MTC は通常法人税が暫定ミニマム税額 (TMT) よりも大きい場合に初めて通常法人税から控除できるものである。したがって、不況期に通常法人税が減少している場合には利用できる可能性は低くなるため、MTC の未利用残高が累積する構造となる。事実、80年代後半から90年代前半の不況期にかけては未利用残高が増加している。一方、好況期となった90年代後半は MTC の未利用残高は減少している。しかし、導入時の MTC 残高の増加割合に比して好景気時の MTC 残高の減少割合は鈍いものとなっていることがわかるであろう。この要因の一つとして、通常法人税の増加割合が好景気に見合ったものではなかったことが指摘できる³²⁾。

AMT の租税負担を景気循環との関連でまとめてみると、次のようになるであろう。不況期には通常法人税が減少するが AMT の純税収は増加する。一方、好況期には通常法人税は増加するが AMT の純税収は減少する。つまり、AMT の租税負担は不況期に増加し、好況期に減少するという、反景気循環的な構造になっているのである。

(3) 規模別：適用対象企業数と AMT 負担構造

【表 6 1】は企業数で見た AMT 納税企業の構成比を資産規模別に示している。これによれば、AMT の納税を行っている企業数の割合は比較的小規模な企業に集中していることがわかる。1987年から1992年までをみても、1,000万ドル以下の法人が AMT 対象企業の約70%前

表 6 1 規模別：AMT 対象企業数の構成比

資産規模 (百万ドル)								参 考	
	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1998	
0 - 1	20.8	29.0	25.0	29.6	27.6	29.1	34.9	34.8	
1 - 10	42.7	42.0	46.5	44.6	47.3	46.3	44.1	41.3	
10 - 50	19.6	16.5	16.4	14.1	14.5	14.0	12.1	13.0	
50 - 100	6.2	4.7	4.4	4.2	3.8	3.8	3.2	3.3	
100 - 250	5.1	3.7	3.6	3.5	3.2	3.0	2.5	3.2	
250 - 500	2.0	1.5	1.6	1.5	1.3	1.3	1.1	1.5	
500 - 1,000	1.1	0.8	1.0	0.8	0.8	0.8	0.7	1.0	
1,000超	2.4	1.7	1.6	1.8	1.5	1.6	1.4	2.0	
合計割合 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	

(資料) 1987 1992 : U.S. General Accounting Office [1995], Tax policy Experience with the corporate Alternative Minimum Tax. p35, table 3.

1993 : Lyon, Andrew B [1997], Cracking the Code : Making sense of the corporate Minimum tax. Brookings institution press. p104, table 6 1より算出。

1998 : Carlson, Curitis P [2001], Who pays the corporate alternative minimum tax ? Results from pannel data for 1987 1998., p353, table 6より算出

32) 拙稿 [2005 a] ではストック・オプションを中心に1990年代の法人税収の減収要因等について検討した。

表6 2 規模別：AMT 納付額の構成比

(単位：%)

資産規模 (百万ドル)	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998
0 - 1	2.6	2.1	3.1	1.0	1.2	1.2	1.4	1.9	2.0	2.7	2.4	3.6
1 - 10	5.2	5.0	5.1	2.8	4.4	4.4	4.1	4.8	4.5	5.4	4.7	3.7
10 - 50	5.8	5.6	5.7	3.3	4.6	5.5	4.6	5.4	4.8	5.1	4.7	4.9
50 - 100	3.3	2.9	3.1	2.2	2.6	3.2	3.2	3.1	2.8	5.1	3.0	3.2
100 - 250	5.4	5.2	5.3	3.3	4.8	5.2	4.6	5.7	5.3	6.1	5.1	6.1
250 - 500	5.3	4.1	5.9	4.1	4.5	5.4	5.7	5.1	3.9	4.7	4.5	5.2
500 - 1,000	4.2	5.4	7.9	5.7	6.3	8.5	8.6	7.6	6.7	6.7	7.6	7.4
1,000超	68.1	69.8	63.9	77.6	71.6	66.6	67.7	66.4	70.0	64.2	68.0	65.9
合計割合 (%)	100	100	100	100	100	100	99.9	100	100	100	100	100
AMT 合計金額 (10億ドル)	2.2	3.4	3.5	8.1	5.3	4.9	4.9	4.5	4.3	3.8	3.9	3.3

(資料) Carlson, Curitis P [2001], Who pays the corporate alternative minimum tax ?

Results from pannel data for 1987 1998. p352, table 5

後を占めている。一方、資産規模10億ドル超の法人の数は AMT 対象企業の2%前後に過ぎない。これらの要因は、零細企業の数が大企業の数よりも圧倒的に多いことから生じている。つまり、AMT の対象法人の大部分は比較的規模の小さい法人になっている。ここでは、多数の小規模企業が複雑な AMT の算定を行っている点、景気拡大期にさらにその傾向が強まっていた点を指摘しておこう。全申告法人に対する AMT 適用法人の比率は減少傾向にあったが、AMT 適用法人の中では小規模法人の適用は増加していた。このことが97年改正（小規模法人の適用除外）の背景になったともいえよう。

次に、納税金額で見た AMT の負担構造を規模別に検証してみよう。【表6 2】は規模別 AMT 納付額の構成比を各年度にわたって算出したものである。一見して資産規模が大きくなるにつれて AMT の納付額が増大することがわかるであろう。とりわけ、資産規模が10億ドルを超える法人の割合が67%前後と、AMT 納税額が集中している。この傾向は各年の推移を見ても大きな変化は見られない。この間、AMT に関する改正があったとはいえ、資産規模で見た AMT の負担構造に大きな変化を与えておらず、一貫して資産規模の大きい10億ドル超の企業に納税額が集中していることが見て取れる。資産規模別にみた AMT の特徴を要約すれば、適用法人数は資産規模1,000万ドル以下の小規模企業に集中し、納税額は資産規模10億ドルを超える法人に集中している傾向が指摘できるであろう。

(4) 主要産業別：適用対象企業数と AMT 負担構造

主要産業別に適用対象企業数と AMT 負担構造の傾向を見てみよう。【表7 1】は企業数で見た AMT 対象法人の構成比を主要産業別に示している。これによれば、鉱業が1.5%から5.7%、製造業が1.2%から3.5%、運輸・公益事業が0.9%から3.0%と他産業に比して割合が高いことがわかる。一方、卸売業、小売業、サービス業の割合が低くなっている。つまり一般的

表 7 1 主要産業別：AMT 納付企業数の構成比

(単位：%)

産業名	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
農林水産業	0.4	1.2	0.8	1.4	1.4	1.2	0.8	0.8	0.5	0.4	0.3
鉱業	3.2	3.3	4.0	5.7	4.4	4.9	2.0	1.5	2.1	2.7	2.6
建設業	1.1	1.8	1.9	1.9	1.6	1.2	0.8	1.0	0.8	1.0	0.7
製造業	1.2	2.2	2.3	3.5	3.7	3.5	2.1	1.9	1.7	1.7	1.5
運輸・公益事業	1.2	1.9	2.6	2.9	3.0	2.9	1.5	1.2	1.0	1.2	0.9
卸売業	0.6	0.8	0.9	1.2	1.0	1.0	0.7	0.7	0.5	0.6	0.5
小売業	0.3	0.4	0.4	0.6	0.7	0.6	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3
金融・保険・不動産	1.3	1.4	1.4	1.7	1.7	1.4	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7
サービス業	0.3	0.6	0.6	0.9	0.8	0.9	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3
その他	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
平均	0.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.3	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5

(資料) U. S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U. S. Government Printing Office. 各年度版より算出。

表 7 2 主要産業別：AMT 納付額の構成比

(単位：%)

産業名	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	資産規模 1997
農林水産業	0.3	0.4	0.5	0.2	0.5	0.4	0.4	0.6	0.5	0.3	0.3	0.3%
鉱業	4.1	6.3	7.6	4.1	7.2	4.6	3.4	4.3	4.8	4.5	4.8	1.0%
建設業	4.1	3.1	2.5	1.3	2.0	1.6	1.4	1.7	2.0	2.5	2.3	1.0%
製造業	32.0	43.8	33.5	42.2	45.6	37.5	28.8	33.6	45.4	49.5	38.3	18.1%
運輸・公益事業	21.7	13.7	21.2	22.3	27.8	20.0	19.5	25.2	17.9	15.5	18.1	6.7%
卸売業	2.6	1.9	2.9	2.1	3.7	5.4	6.0	6.3	2.5	4.8	6.3	2.8%
小売業	3.7	2.6	3.8	3.6	5.3	3.4	6.8	6.3	2.3	2.4	1.8	3.1%
金融・保険・不動産	26.7	23.9	22.9	20.5	3.1	22.8	30.3	16.6	20.6	15.3	22.1	63.3%
サービス業	4.9	4.3	5.1	3.7	4.8	4.2	3.4	5.4	3.9	5.2	5.9	3.8%
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0%
合計割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0%
AMT 合計金額 (10億ドル)	2.2	3.4	3.5	8.1	5.3	4.9	4.9	4.5	4.3	3.8	3.9	

(資料) U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. 各年度より算出。

傾向としては資本集約産業の構成比が高く、労働集約産業の構成比が低い。これは、先に見た議会公聴会において資本集約産業が AMT に対し激しく反対していたことにも通ずるであろう。

次に、AMT の負担構造を検証してみよう。[表 7 2] は AMT 納付額の構成比を各年度にわたって産業別に算出したものである。一見して産業ごとに納税額のばらつきが大きいことがわかるであろう。納付額の大きい産業を見てみると特に製造業、運輸公益企業、金融・保険業が目につく。それらの産業の負担割合はそれぞれ25%前後であり、3つの業種を合計すると

表7 3 主要産業別：平均実効税率の推移

(単位：%)

産業名		1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997
農林水産業	通常法人税のみ	27	24	25	26	24	24	26	26	27	25	26
	AMT 考慮後	27	25	26	26	25	25	27	27	27	25	26
鉱業	通常法人税のみ	29	18	19	19	17	18	19	18	21	21	24
	AMT 考慮後	33	22	24	24	23	23	22	21	23	22	25
建設業	通常法人税のみ	29	26	26	27	25	25	27	27	28	28	29
	AMT 考慮後	31	27	27	28	26	26	27	28	28	28	30
製造業	通常法人税のみ	25	20	21	20	20	21	25	26	25	24	24
	AMT 考慮後	25	21	21	22	21	21	25	26	25	24	24
運輸・公益事業	通常法人税のみ	36	29	31	31	31	32	34	33	34	34	34
	AMT 考慮後	37	30	32	35	33	33	35	34	33	33	33
卸売業	通常法人税のみ	34	27	29	29	28	27	30	29	31	31	31
	AMT 考慮後	34	28	30	30	28	28	32	30	30	31	32
小売業	通常法人税のみ	34	29	30	28	30	30	32	30	32	31	32
	AMT 考慮後	34	29	30	30	30	30	33	33	32	31	32
金融・保険・不動産	通常法人税のみ	37	28	30	28	32	30	31	30	32	31	31
	AMT 考慮後	38	29	31	31	33	30	31	30	32	31	31
サービス業	通常法人税のみ	27	24	26	26	27	28	29	29	28	28	29
	AMT 考慮後	27	25	27	28	28	28	29	29	29	28	29
その他	通常法人税のみ	27	20	25	23	24	13	16	19	23	24	20
	AMT 考慮後	27	20	26	23	24	13	16	20	23	25	36

(資料) 1987-1992: U.S. General Accounting Office [1995], Tax policy Experience with the corporate Alternative Minimum Tax. p40, table 9.

1993-1997: U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. 各年度より作成。

AMT 納付額の75%~85%を占めている。さらに、これらの産業の負担と資産規模との関係を見るために、表右側に1997年時点の各産業の全産業に占める資産規模を掲げている。資産規模順に3つあげると金融・保険・サービス業63.3%、製造業18.1%、運輸・公益事業6.7%の順であり、AMT 納税額の大きい産業に符合することが確認できる。つまり、産業間の納税額の多様性は産業間の資産規模の相違に関連しているのである。また、この傾向は各年の推移を見ても大きな変化は見られない。この間、AMT に関する改正があったとはいえ、産業別で見たAMT の負担構造に大きな変化を与えていない。この点は、先に確認した規模別負担の結果と整合的であろう。

最後に、AMT の納税額が法人税負担に与える影響を確認するため、【表7 3】により主要産業別に平均実効税率の観点から検証してみよう³³⁾。これらの点から明確になることは、

33) 通常法人税のみの平均実効税率は「通常法人税/課税所得」で算出。AMT 考慮後の平均実効税率は「(通常法人税 + AMT - MTC) / 課税所得」で算出。法人の租税負担を出す際には外国税額控除を

AMT 制度が各産業の平均実効税率に影響を与えているということである。一見して鉱業、製造業、運輸・公益事業、金融・保険・不動産業が AMT の影響を受けていることがわかるであろう。そこで、これらの業種について検討していこう。

まずは、納税額の大きい産業として指摘した産業と重なる製造業、運輸公益事業、金融・保険業についてみてみよう。各平均実効税率の推移を見てみると、80年代後半の不況期における AMT を考慮した平均実効税率は、通常法人税のみの平均実効税率に比して1%～2%上昇している。逆に好況期となった90年代後半には、AMT の影響がほとんどなくなる産業や、運輸・公益企業のようにマイナス1%と減少する産業もある。先に、AMT 適用法人全体で見たときに AMT が反景気循環的な構造になっていることを指摘したが、各産業別に見ても不況期に AMT 純税収が大きくなり、好況期に AMT の純税収が小さくなるという同様の傾向が見て取れるのである。

次に、鉱業についてみてみよう。鉱業は平均実効税率で見た場合、AMT 制度の影響が他産業に比して著しく大きい。平均実効税率の推移を見ても年度によっては AMT 考慮後の平均実効税率が AMT 考慮前の通常実効税率の4%から6%程度も上昇している。先に見たように、鉱業は AMT 納税額についてみれば全産業の中の5%前後に過ぎない業種である。しかし、企業数で見た AMT 対象法人の構成比は主要産業の中でもっとも高い産業であった。つまり、納税額で見ると少額であるが、企業数では AMT の影響をもっとも受けている産業である。その主な要因は、通常法人税の平均実効税率を他産業と比較してみると明らかとなる。鉱業の通常法人税の平均実効税率は他産業に比して5%前後も低い水準にある。言い換えれば、鉱業は他産業に比して通常法人税の優遇措置を受けているため、その分 AMT 制度の網にかかりやすくなっているのである。【表7-4】は主要産業別にみた AMT における「租税優遇項目」と「調整項目」の割合である。鉱業における減耗償却費優遇項目は、全体の64.2%と主要な地位を占めていることが確認できるであろう³⁴⁾。減耗償却の優遇措置が通常法人税の納付額を軽減する効果を鑑みれば、鉱業にとって AMT での減耗償却の加算措置は相当な負担と考えられたことは容易に推察できるのである。

(5) AMT の課税ベースの推移と制度改正

再び AMT 納税法人の全てを対象にして、さらに AMT の課税ベースに着目することで、AMT 改正等に伴う全体的な変化について考えてみたい。

前出の【表7-4】により、全産業の AMT 課税ベースの一般的傾向を確認しておこう。「租税優遇項目」は減耗償却を除いて微々たる割合であり、主要なものは「調整項目」の減価

加算する必要があるが、ここではデータのつながりに配慮して外国税額控除後の通常税額を基礎にして算出した。AMT 制度の影響を見る点では影響はない。

34) Lyon [1997: 110-111] は優遇項目・調整項目でみた鉱業の特徴について減耗償却優遇項目の影響が大きい点を指摘している。

表7 4 主要産業別：法人 AMT における「調整項目」「租税優遇項目」の主要項目割合 (1995年)

(単位：%)

		全 産 業	農 林 水 産 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 公 益 事 業	卸 売 業	小 売 業	金 融 保 険 ・ 不 動 産	サ ー ビ ス 業
調整項目	減価償却調整	66.4	48.9	32.7	21.7	78.5	92.2	61.7	107.7	17.0	168.5
	鉱山調査及び開発調整	0.8	0.0	11.9	0.1	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0
	帳簿価格調整	16.2	3.2	21.0	3.2	20.4	10.7	16.2	20.4	6.8	59.6
	長期請負契約調整	2.0	0.0	0.0	66.9	0.2	0.0	1.5	0.0	0.0	2.7
	船舶商船調整	0.0	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	医療保険 (833(b)) 調整	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.6	0.0
租税優遇項目	減耗償却	7.2	0.0	64.2	1.9	7.4	2.7	1.6	0.0	0.0	1.3
	非課税債券利子	0.5	0.0	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	1.7	0.1
	寄付金	0.5	0.7	0.3	0.5	0.7	0.1	0.6	1.6	0.2	1.9
	無形資産探掘費用	0.2	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0
	金融機関の貸倒引当金	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0
ACE 調整	37.2	49.1	8.1	13.0	35.2	15.3	50.6	19.2	76.6	14.1	
その他調整項目・租税優遇項目	0.1	0.4	1.3	0.4	0.8	0.5	0.3	4.9	0.4	3.1	
合計割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
合計金額 (10億ドル)	22.2	0.1	1.2	0.6	9.4	4.1	0.6	0.6	4.9	0.7	

(資料) U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. より作成。

表8 AMT 課税所得 (ACE 調整後) までの加算減算項目の推移

(単位：10億ドル)

	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
調整項目 (うち減価償却費)	22.8	18.2	18.1	14.7	18.3	15.9	17.7	14.9	8.0
租税優遇項目・その他調整項目	0.1	0.1	0.3	0.8	4.2	1.4	2.2	2.7	1.5
ACE 調整	18.9	16.0	11.2	8.2	8.2	6.6	6.6	11.4	9.9
合計金額	41.6	34.3	29.5	22.2	22.3	21.1	22.0	23.6	16.4

(資料) U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. 各年度版より作成。

償却調整 (66.4%) と「ACE 調整」 (37.2%) であり、この二つが最も重要な項目であることが確認できよう。そこで、これらの主要項目がどのような推移を示しているかが問題となる。

【表8】は AMT の課税ベース (ACE 調整後) までの加算減算項目全体の金額の推移と、その主要項目である減価償却調整と ACE 調整の推移が示してある。減価償却調整と ACE 調整の金額が1990年代に一貫して減少傾向を示し、結果として課税ベース全体の金額も減少していることがわかるであろう。AMT 算定時には、AMT の減価償却として、通常法人税の減価償却 (MACRS) より長期の償却年数を用いて減価償却費を算定してきた。にもかかわらず、1990年代に主要項目の重要性は低下しているのである。その要因として考えられることは、AMT の制度改正の影響と AMT の課税ベースの算定構造そのものに内在する影響である。

まず、1990年代の AMT に関する減価償却費算定方法の改正について取り出して考えてみると、大きな改正が2つ行われていたことに気づく。

第一は、OBRA93による ACE 調整部分の改正である。この改正では、1994年以降に投資した資産の減価償却について ACE 算定時に調整しなくてよいことにした。つまり、従来まで加算項目にしていた ACE 減価償却調整を1994年以降の資産について廃止したのである。この改正の背景には投資阻害の防止と算定の簡素化という政策意図が存在していたことはすでに見たとおりである。この改正の影響は直ちに現れている。表によれば、ACE 調整額は、1992年の189億ドルから2000年の99億ドルへと48%もの減少となっている。

第二に、1997年の税制改正における「調整項目」の改正である。その内容は1999年1月1日以降に使用を開始した有形動産 (Tangible personal property) について、AMT 減価償却と MACRS 減価償却の償却年数を統一するものである。この改正の影響についても、表の調整項目 (うち減価償却費) が1998年の177億ドルから2000年の80億ドルへと減少していることから読み取れるであろう³⁵⁾。

次に、AMT の課税ベースの算定構造そのものに内在している側面についてみてみよう。留意すべきは、減価償却調整も、ACE 調整に含まれる ACE 減価償却調整も「調整項目 (繰延項目)」だということである。すなわち、当初「調整項目」として加算されていた旧設備資産の減価償却費は時の経過につれて減算項目となるということである。つまり、90年代の減価償却調整と ACE 調整の減少の一要因は、新設備資産の減価償却費の加算が、旧資産の減価償却費の減算で相殺されることによるのである。

以上のような制度改正の影響と AMT 算定構造自体の影響を受け、AMT の課税ベースそのものが1992年から2000年というたった8年の間に、416億ドルから164億ドルへと約60%も減少してしまったのである。AMT の無機能化の現実が、先に確認した AMT 税収の減少傾向に明瞭に反映されている (【図3】)。

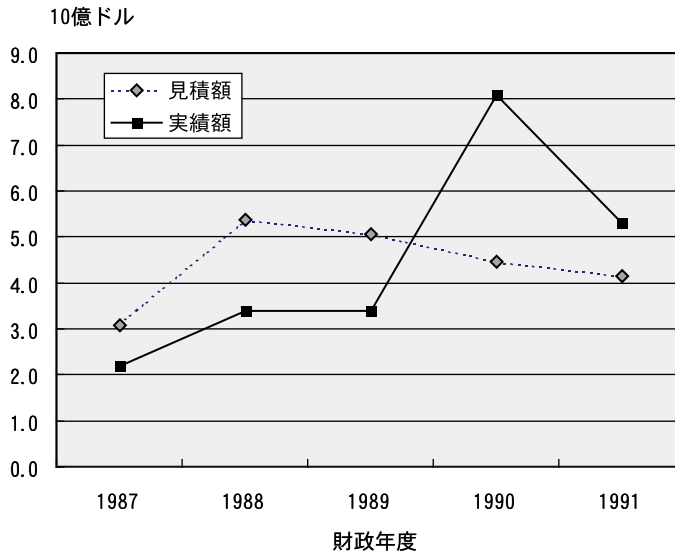
(6) AMT の政策意図と現実

AMT の政策意図は 租税優遇措置の残存に伴う税収減を抑止し (= 税収目的)、 経済的利益を有する法人に対して適切に課税するというものであった。本節の最後に当初の政策意図に照らしながら AMT の実態との関係を探ってみたい。

まず、税収目的について考えてみよう。【図4】は当初の AMT 税収の見積もりと91年までの実績額の推移を示したものである。図からわかるように、1991年くらいまでは実績額が超過することもあった。したがって、1986年導入時に意図した減価償却費調整や会計利益 (又は ACE) 調整による課税ベースの拡大は、導入後の数年間は AMT の射程内であったというこ

35) 1997年の税制改正では、減価償却費調整の重要性を劇的に減少させた (Department of the Treasury [2000:19])。

図4 AMT 税額：当初見積額と実績額



(資料) U.S. Congress, Conference Explanation, [1986], Tax reform of 1986. p. 873等.

とができるであろう。しかし、これまで確認してきたように、導入後のいくつかの改正により、それら主要項目が次々と骨抜きにされていった (AMT 税収減少)。このことは、租税優遇措置により失った課税ベースを補足し、税収を確保するという当初の目的からは著しく後退してしまったことを示している。

次に、経済的利益に対する課税という目的についてはどうであろうか。90年代の改正により、経済的利益への課税の象徴である ACE 調整も改正されていったことは先に述べた。ここでは【表9】をごらん頂きたい。この表は、はじめに【Figure 1】で取り上げた90年代後半以降の会計利益と課税所得の乖離の具体的な内容をほぼ示していると考えてよいであろう。AMT との関連で問題となるのは、これらの乖離する内訳の中で、通常法人税の計算で優遇されているものが ACE 調整等の射程内にあるか否かである³⁶⁾。たとえば AMT 制度の射程内にあった加速度償却 (減価償却超過) についてみると、その増加速度が緩やかになっていることがわかるであろう。この点から加速度償却自体が縮小傾向になっていたことが確認できる³⁷⁾。一方、加速度償却以外の項目については別の機会に改めて詳しく論ずるが、ここではこれらの項目が

36) 経済的利益は会計利益に等しいわけではない。したがって、会計利益と課税所得の乖離が経済的利益との乖離を示しているわけでもない。しかしここでは簡便的に会計利益が経済的利益を表現しているものとして記述している。

37) その要因は、設備投資の内容が重厚長大産業からニューエコノミー産業といわれる情報通信産業にかかわる投資へと変化していたからである。情報通信機器の償却期間は租税法上の耐用年数も会計上の耐用年数も比較的短いことから、会計と租税とで加速度償却の差異は生じにくい。そのため、設備投資額が増加していても加速度償却の差異がそれほど増加しない。

表9 課税所得と会計利益の乖離の内訳：物価調整後（1992年 = 100）

（単位：百万ドル）

年度	会計利益	課税所得	乖離 -				
				減価償却超過	国外源泉所得	ストックオプション控除	その他
1986	278,949	174,343	104,606	42,829	11,837	-	49,940
1987	336,627	265,061	71,566	39,416	21,844	-	10,306
1988	429,160	363,695	65,465	35,983	15,948	-	13,534
1989	359,966	281,223	78,743	26,882	13,323	-	38,538
1990	283,561	244,449	39,112	14,537	21,993	-	2,582
1991	242,047	222,061	19,986	7,243	18,097	-	- 5,354
1992	208,817	251,587	- 42,770	3,014	15,733	14,086	- 75,603
1993	334,174	298,370	35,804	2,783	28,363	14,918	- 10,260
1994	450,678	338,856	111,822	8,089	22,098	9,861	71,774
1995	514,399	401,874	112,525	12,055	42,079	16,248	42,143
1996	607,969	434,264	173,706	15,583	41,165	28,983	87,975
1997	646,165	448,726	197,439	20,682	41,721	37,261	97,775
1998	641,978	393,851	248,126	23,546	27,216	63,348	134,015

会社：資産規模 2 億 5,000 万ドル超の法人

- : 1991 年以前のストックオプションは数値不明

(資料) Desai, M.A. [2002] The corporate profit base, tax sheltering activity, and the changing nature of employee compensation. Working Paper, NBER and Harvard University. Table1. figure 2. より算出

ACE 調整の射程内にあるか否かを確認しておこう。たとえば、90年代後半以降に拡大したストック・オプションについては、会計上は費用認識しないため会計利益は減少しないが、法人税の課税所得は減少する³⁸⁾。しかしストック・オプション控除は AMT 算定時の ACE 調整項目等で考慮されていない³⁹⁾。ということは、ストック・オプションの取り扱いは AMT の射程外となっているということである。つまり、ストック・オプション制度を採用している法人の中には、会計利益を計上する一方でそれに見合った法人税の納税をおこなっていない法人が存在していたが、そのような問題に対処するはずの AMT が有効に機能しきれていなかったということである。90年代後半の会計利益と課税所得の乖離の内訳の中でストック・オプション控除以外にもこのような項目が拡大した可能性も否めず、そうだとすれば経済的利益への課税という AMT の課税目的からはいっそう後退していると言えるであろう。

6. むすびにかえて

本稿の課題は、アメリカにおける AMT の実態について、1990年代を中心に分析すること

38) 詳しくは拙稿 [2005 a] 参照。

39) そもそも非適格ストック・オプション控除は租税支出ではないためである。なお、類似の従業員持株信託制度 (ESOP) は租税支出であるが、AMT 算定上加算・減算されない (GAO [1995 : 58 60])。

であった。とりわけ、1986年の制度導入以降の制度変更を見ることで、政策意図と現実との乖離を明らかにした。

従来、AMT 制度は導入時の1986年のレーガン税制改革においてもそれほど注目されず、注目したとしてもその評価の多くは、侵食されている課税ベースの回復に着目していた面が強い。確かに、課税ベースの回復による公平性の確保と税収の確保は欠くことのできない視点である。しかし本稿では、経済的利益に対する適切な課税という AMT のもうひとつの目的にも着目した。というのも、90年代に法人所得税の課税所得と会計利益との乖離という現象をもたらしたアメリカ市場経済・社会と財政との関係を探るひとつの鍵になると考えているからである。

AMT は導入後の数年を経過した段階から徐々に形骸化し、いまや経済的利益への課税手段の象徴として形式的にアメリカ法人税制の中に存在しているに過ぎなくなってきている。しかし一方で、会計利益調整から ACE 調整に改正されようとも、またその複雑性が指摘されようとも、議会在 AMT の廃止にまで到達せず、約20年にわたって存続させてきたという側面は、経済的利益への課税手段の象徴として AMT が質的重要性を有してきたことを示しているように思われる⁴⁰⁾。

参考文献

- Carlson, Curitis P [2001], Who pays the corporate alternative minimum tax ? Results from pannel data for 1987 1998., National Tax Journal, proceedings of the National Tax Association 2001 94th Annual Conference : 349 56.
- Craig, Caroline K [1989], The ACE Adjustment to AMTI : Preparing for 1990., Taxes, The Tax Magagine (June).
- Desai, M. A. [2002] The corporate profit base, tax sheltering activity, and the changing nature of employee compensation. Working Paper, NBER and Harvard University.
- Duxbury, Peggy and Grafmeyer, Rick (1988), The minimum tax and adjusted current earnings, Tax notes, July.
- Karlinsky, Stewart [1991], Adjusted current earnings : The final Regulations., Tax notes, April.
- Lyon, Andrew B [1997], Cracking the Code : Making sense of the Corporate Alternative Minimum tax. Brookings institution press.

40) ブッシュ大統領が2005年1月17日に設置した税制改革諮問委員会の中間報告では、個人 AMT と法人 AMT の簡素化・廃止を論点の一つにしている (The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform [2005 : 2 3])。今後の動向には留意が必要である。

The President's Advisory Panel on Federal Tax Reform [2005], America Needs a Better Tax System

U.S. Congress, Conference Explanation [1986], Tax reform of 1986.

U.S. Department of the Treasury [1984], Tax Reform for Fairness, Simplicity, and Economic Growth, Office of the secretary.

U.S. Department of the Treasury, Statistics of Income Corporation Income tax Returns, U.S. Government Printing Office. 各年度.

U.S. Department of the Treasury [2000], Report to The Congress on Depreciation Recovery Periods and methods.

U.S. General Accounting Office [1995], Tax policy Experience with the corporate Alternative Minimum Tax.

U.S. House, Committee on Ways and Means [1985], Report, Tax Reform Act of 1985, 99th Cong. 1st Session.

U.S. House, Committee on Ways and Means [1989], Hearing, Corporate Alternative minimum tax, 101st Cong. 1st Session.

U.S. House, Committee on Ways and Means [1999], Hearing, Corporate tax shelters, 106th Cong. 1st Session.

U.S. President [1985], The President's Proposals to the Congress for Fairness, Growth and Simplicity, Government Printing Office.

U.S. Senate, Committee on Finance [1986], Report, Tax Reform Act of 1986, 99th Cong. 2nd Session.

U.S. Senate, Committee on Finance [1992], Hearing, Alternative minimum tax, 102nd Cong. 2nd Session.

U.S. Senate, Committee on Finance [1995], Hearing, Alternative minimum tax, 104th Cong. 1st Session.

浦野晴夫 [1989] 「アメリカ法人税法における代替ミニマム・タックスについて」『産業経理』49巻3号。

渋谷博史 [1992] 『レーガン財政の研究』東京大学出版会。

関口智 [2005 a] 「アメリカ税制とストック・オプション 連邦・州財政への影響 (仮題)」渋谷・渡瀬編『アメリカ・モデルの財政(1)連邦財政』第5章, 日本経済評論社 (近刊)。

関口智 [2005 b] 「法人税制研究の再検討 1990年代のアメリカ及びエンロンを素材にして (仮題)」渋谷・渡瀬編『アメリカ・モデルの財政(1)連邦財政』第4章, 日本経済評論社 (近刊)。

西野万理 [1998] 「米国税制のループホールと租税回避効果」『法人税の経済分析』第3章所収、東洋経済新報社。

宮島洋 [1985] 「アメリカの税制改革提案について」『東京大学経済学論集』第51巻3号。

渡辺徹也 [1997] 「租税優遇の規制と法人ミニマム・タックス」『税法学』538号。